

## 被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書

自然災害によりその生活基盤に苦しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を図ることになっています。

しかるに、住家が全壊ないし大規模半壊など甚大な被災者支援金の支給が制限されています。多発する震災や集中豪雨による住家の被災は、半壊の場合も、また一部損壊の場合であっても、住居にすることが困難な状況が少なくありません。

住宅は人間のくらしの基礎をなすものですから、普通の生活を困難にしている場合にあっては再建支援金の対象としてほしいとの要望が出ています。

よって、以下のとおり、支援制度の拡充を強く要望するものです。

### 記

1. 支援制度の対象を半壊等にも拡大すること。
2. また、全壊等の場合は、限度額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成30年12月12日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫